

中小企業のための



商標を保護するためには

「知的財産権」という言葉を聞くようになって久しいですが、企業の国際化とともにその重要性は増すばかりです。自社の知的財産権を守ることは企業として当然のこととなりつつあります。

(1) 商標とは

2007年10月19日、株式会社良品計画（以下、良品計画）とは無関係の香港企業が中国で「無印良品」および「MUJI」の商標を第25区分（被服、帽子、靴下、靴）で登録していた件について、当該香港企業の商標登録の取り消しを認める最終判決が下されました。2000年5月に、良品計画が当該香港企業の商標登録の無効を提起してから、実に7年5カ月もの歳月を費やしたことになります。その間の訴訟費用や、中国の店舗で衣

料品の販売ができなかったことによる機会損失は大きなものでしょう。

商標とは、ある事業の商品またはサービスを、他の事業の商品またはサービスと識別できるようにするために、文字または図式で表現された標識のことです。例えば、文字（個人の氏名を含む）、表示、デザイン、頭文字、数字、図形要素、色、におい、商品の形状および包装、あるいは該当標識の組み合わせも認められます。

(2) 商品・サービスの区分

香港の商標登録は、商品

です。商標は各国共通で保護されるものではなく、地域的なものであるため、日本で御社の商標が登録されていたとしても、日本のみでしかその権利は守られません。良品計画の場合、香港では登録していたものの中国本土では登録していなかったすき間を突かれたわけです。香港や本土でも保護されたければ、おのの登録する必要があります。

やサービスの種類ごとに全部で45区分に分けられています。商品は第1区分から第34区分まで、サービスは第35区分から第45区分までに分けられており、この分類は世界共通です。上記の良品計画の事例で、当該香港企業による商標登録は、被服や履物の区分である第25区分においてのみだったため、良品計画は、第25区分以外の区分の当該商標の出願についてはすぐに認められました。香港企業の商標登録は悪質であったにもかかわらず

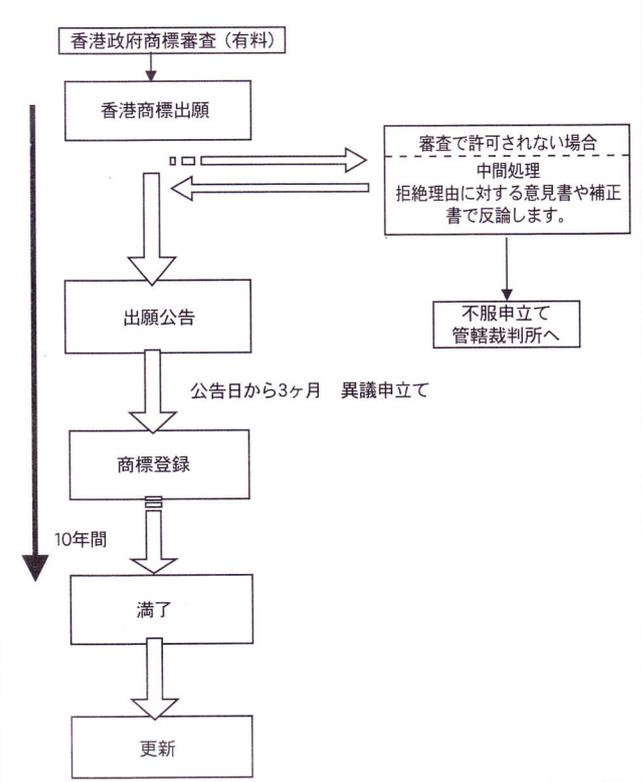
(3) 登録の重要性

香港において、商標を登録していない標識の持ち主は、普通法による限られた手段でしか当該標識の侵害者を起訴することができません。さらに、自分が標識の真のオーナーであり、侵害によりビジネスに損失が及ぶという点を証明するための大量の証拠を集めなければなりません。これらの証明に膨大な時間がかかり、ひいては費用がかかります。また、知的財産意識が高まる21世紀に、自分の標識を登録していないことは、裁判官の心象にどのような影響を及ぼすかは、頭のいい読者の皆さんには言うまでもないことでしょう。

(5) まとめ

商標とは、将来の無用な争いを避ける保険のようなものですが、数万円で、10年間もの間、権利が保護されるならば、これ以上安い保険があるでしょうか。（このシリーズは月1回掲載します）

香港商標登録の流れ



香港の商標手続きが順調に進んだ場合、3カ月程度で審査が終わり、その後3カ月の出願公告後、異議申し立てがなければ登録されます。つまり、早ければ半年で登録されます。この商標登録の存続期間は出願日から10年で、この間に使用されなくな

筆者紹介

Andy CHENG
弁護士。チャイコンビジネスサポート顧問。通常は法律事務所にてコーポレートファイナンス・企業法務を担当。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学、在香港日本国総領事館勤務の経験もあり日本語堪能。チャイコンビジネスサポート
www.chiconbusiness.com
連絡先：info@chiconbusiness.com

